

京丹後市教育振興計画

概要版

(令和2年度改定版)



令和元年11月策定

京丹後市教育委員会

計画改定（中間見直し）の趣旨

京丹後市教育委員会では、平成 27 年 3 月に今後 10 年間の計画期間として、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「京丹後市教育振興計画」を策定し、本市の教育を推進してきました。

このたび、この計画の策定後 5 年が経過することから、これまでの本市教育施策の進捗状況や、本市の教育を取り巻く現状・課題を踏まえ、また、国や社会の動向をとらえた上で、本計画の基本理念や京丹後市が目指す教育を継承し発展させ、今後 5 年間で取り組むべき施策を明らかにし、本計画の中間見直しをすることとしました。

計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に定められた「教育振興基本計画」に位置づけ、国・府の関連計画を踏まえるとともに、第 2 次京丹後市総合計画と連携して、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

計画の期間

平成 27 年度から令和 6 年度の 10 年間の計画における後期にあたり、中間見直しの計画期間を、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とします。

計画改定のポイント

1. 計画策定後の教育を取り巻く社会情勢の変化

人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新への対応、人生 100 年時代、自然災害、不登校の発生やいじめの認知、子どもの貧困など

2. 計画策定後の国府の教育改革

新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造、新学習指導要領の実施に伴う道徳の教科化、小学校における外国語教育の教科化、教育委員会制度改革など

3. 京丹後市が目指す教育としての計画の体系等の見直し

策定後の進捗状況を踏まえ、さらに実施すべき施策の方向性など重点目標及び目標指数の検討・見直し

京丹後市が目指す教育

心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育

ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育

視点
2

生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進します

視点
1

10年間を見通した小中一貫教育を推進し、確かな学力と社会を生き抜く力を育みます

重点目標 1

就学前の子どもの教育・保育
環境を充実します

重点目標 2

確かな学力・生き抜く力を
育みます

重点目標 3

子どもを健やかに育む教育
環境を充実します

重点目標 4

豊かな人間性・社会性を
育みます

重点目標 5

生涯にわたる豊かな学びを
支援します

重点目標 6

歴史・文化芸術を活かし、
豊かな感性と郷土への愛着
と誇りを育みます

重点目標 7

たくましく健やかな体づく
りと生涯スポーツを推進し
ます

施策の方向性

- ① 就学前教育の環境整備
- ② 保育所、認定こども園及び小学校の連携強化

- ① 小中一貫教育の推進
- ② 学校園、家庭、地域の協働による教育力の向上
- ③ 確かな学力の育成
- ④ 社会を生き抜く力の育成

- ① 子どもの安全・安心の確保
- ② 学校施設環境等の整備充実
- ③ 個に応じた支援体制の充実
- ④ ボランティアによる学習支援の推進
- ⑤ 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進

- ① 人を思いやり、尊重する社会性の育成
- ② 生徒指導体制、教育相談体制の充実
- ③ 家庭・地域の教育力の向上
- ④ 文化芸術を通じた豊かな感性、情緒の育成

- ① 生涯学習の体制づくり
- ② 人権教育の推進
- ③ 社会教育施設等の整備充実

- ① 豊かな歴史文化等を学習する機会の充実
- ② 地域の文化財の総合的な保存と活用
- ③ 資料館施設等の整備充実
- ④ 文化芸術活動の推進

- ① 健康な体づくり
- ② 食育の推進
- ③ 地域スポーツ活動の推進
- ④ 競技力の向上
- ⑤ 社会体育施設等の整備充実
- ⑥ スポーツ観光のまちづくり

京丹後市が目指す教育の実現に向けて

令和2年度から令和6年度の取組み
～7つの重点目標と28の施策の方向性～

重点目標1

就学前の子どもの教育・保育環境を充実します

1. 就学前教育の環境整備

- 待機児童ゼロの継続
- 保育所・認定こども園全職員の研修や担任会、公開保育の実施など
- 長時間・休日保育のサービス拡充のため、さらなる民営化を検討【新】

2. 保育所、認定こども園及び小学校の連携強化

- 「京丹後市小中一貫教育保幼小接続モデルプラン」を参考に
より円滑な接続を図るための取組みを一層進めます



重点目標2

確かな学力・生き抜く力を育みます

1. 小中一貫教育の推進

- 学校教育改革構想に基づき、小中一貫教育を推進

2. 学校園、家庭、地域の協働による教育力の向上

- 新学習指導要領に求められる教職員の資質・能力の育成
- 郷土への愛着と誇りを高め、地域生活への意欲を系統的に育む「丹後学」を実施
- 「地域学校協働本部事業」の推進

3. 確かな学力の育成

- 就学前から中学校卒業までの10年間を見通した学習指導の充実
- 主体的に学びに向かう力、思考力、判断力、表現力等の育成

4. 社会を生き抜く力の育成

- 情報活用能力を育成するためICT環境を整備
- 国際理解教育を推進【新】
- 人間と環境との関わりについて理解を深める環境教育を推進【新】



重点目標 3

子どもを健やかに育む教育環境を充実します

1. 子どもの安全・安心の確保

○児童生徒を事件や事故から守り、安全確保に努めます

2. 学校施設環境等の整備充実

○少子化の進行を踏まえ、適正な学校規模を検討する中で、必要な施設整備を進めます

○教育環境の維持・改善のため、学校施設・設備の改修、修繕等を計画的に進めます

○安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の整備を計画的に進めます【新】

3. 個に応じた支援体制の充実

○発達障害等を含む子どものニーズに対応したきめ細やかな支援体制の整備

4. ボランティアによる学習支援の推進

○地域と学校の連携・協働の下、学校の教育活動に地域のボランティアが参画する「地域学校協働本部事業」の推進【再掲】

5. 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進【新設】

○教職員の働き方改革実行計画を強力に進め、教職員が一人ひとりの子どもに颯爽と向き合える環境づくりを推進【新】

○教職員のメンタルヘルス対策の推進、校務支援システムの活用、部活動指導員の配置等、教職員の負担を軽減する取組みを推進【新】

○「京都式チーム学校」を機能させ、学校現場の業務改善等の推進【新】



重点目標 4

豊かな人間性・社会性を育みます

1. 人を思いやり、尊重する社会性の育成

○道徳の教科化による道徳教育や人権教育の推進

○情報通信ネットワークのルール・モラル等の指導体制を整備

2. 生徒指導体制、教育相談体制の充実

○京丹後市いじめ防止等基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処など総合的かつ効果的に推進

○教育支援センター「麦わら」の相談・支援体制の充実及び機能強化

3. 家庭・地域の教育力の向上

○家庭子ども相談室による相談や関係機関の連携による支援

○家庭教育支援チームの活動の推進

○放課後の児童の健全育成の体制づくり、待機児童ゼロを継続【新】

4. 文化芸術を通じた豊かな感性、情緒の育成

○子どもが生涯にわたって自然や歴史、仲間、多様な人々と関わり合う体験活動の推進と学ぶ機会の充実



重点目標 5

生涯にわたる豊かな学びを支援します

1. 生涯学習の体制づくり

- 図書館の機能充実と利用の促進
- 公民館と地域コミュニティのあり方についての検討【新】

2. 人権教育の推進

- 人権啓発推進協議会の活動の充実、関係機関と連携しながら人権教育を推進

3. 社会教育施設等の整備充実

- 社会教育施設の設備・機能の充実を図り、社会教育の実践活動を行う環境整備を進めます
- 市立図書館の今後のあり方について検討【新】



重点目標 6

歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と誇りを育みます

1. 豊かな歴史文化等を学習する機会の充実

- 「丹後学」を積極的に展開し、世界ジオパークを活用したフィールド学習を実施
- 学校支援ボランティアや京丹後史博士等の人材活用を図り、歴史文化財の普及啓発に努めます

2. 地域の文化財の総合的な保存と活用

- 文化財の保全と活用を図り、伝統芸能の継承を推進【新】
- 文化財保存活用地域計画の策定【新】

3. 資料館施設等の整備充実

- 郷土の歴史や文化財の調査を進め展示会を開催すると共に貴重な資料を保管し後世に伝えます
- 資料館施設の整備充実を図り、歴史や地域の文化財への関心を高める活動を推進

4. 文化芸術活動の推進【重点目標 5 から移動】

- 文化芸術に関する施策を統合的かつ計画的に推進するため、関係機関及び団体と連携し、自発的かつ日常的な文化芸術活動を支援
- 文化芸術に親しむ機会の充実及び、京都府丹後文化会館の改修に向け京都府への要望活動の推進【新】



重点目標 7

たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツを推進します

1. 健康な体づくり

- 子どもの生活習慣の確立のため、学校園が連携し、家庭への啓発に努めます
- 喫煙・薬物乱用防止など、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を実施
- 子どもの体力・運動能力の向上につながる取組を進めます

2. 食育の推進【新設】

- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう給食を生きた教材として活用するとともに、横断的な食育指導の充実を図ります【新】
- 給食の献立に地元産食材や郷土食を積極的に取り入れます【新】
- 体験学習や調理実習等の活動を通じて、家庭や地域、地元生産者等と連携した食育の推進【新】

3. 地域スポーツ活動の推進

- 市民総参加型スポーツイベント「京丹後チャレンジデー」を開催するなど効果的なスポーツ情報と機会の提供を進めます【新】
- 障害のある人や配慮が必要な様々な人も一緒になって楽しめるニュースポーツの普及推進に努めます【新】

4. 競技力の向上

- 学校体育団体と連携し、競技力向上に向けた小中学校の一貫した指導の推進
- 競技スポーツへの関心を高めるため、トップアスリートによる指導機会の拡充に努めるとともに、トップアスリートの競技を観戦する機会の提供

5. 社会体育施設等の整備充実

- 社会体育施設機能の維持・改善を図るとともに、施設の利用実態を把握し、廃止を含めた施設の配置を検討
- 峰山途中ヶ丘公園陸上競技場の第3種公認陸上競技場の整備を推進【新】

6. スポーツ観光のまちづくり【新設】

- ジオパークの魅力を活用したアクティビティの場や機会の提供【新】
- スポーツを支えるスポーツボランティアの確保に向けた取組を推進【新】
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西等を通じた文化交流や地域の活性化の推進【新】



峰山途中ヶ丘公園陸上競技場リニューアル事業整備イメージ

計画の実現に向けて

本計画の実現に向けて、学校園をはじめ、家庭、地域及び行政それぞれが主体的に役割を担い、協働により取り組むことが大切です。

また、計画の着実な推進に向け、より多くの市民に計画を知ってもらい、関心を持ってもらう必要があります。そのため、広報紙、ホームページなど多様な媒体を活用し、周知を図ります。併せて、市民の意見やニーズを反映できるよう情報収集及び発信に努めます。

計画の進捗状況の点検

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の事務の点検・評価を通じて、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、公表を行います。

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



京丹後市教育委員会

令和2年2月発行

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地

電話 0772-69-0610 Fax 0772-68-9061